

生徒心得

**高等部
本科普通科**

**令和3年度
(2021年度)**

熊本県立盲学校

1 校訓

- (1) 明るく
- (2) 強く
- (3) 精いっぱい

2 生徒一般心得

登下校

- (1) 原則として午前8時40分までに登校すること。
- (2) 午後5時以降の居残りは原則として禁止する。ただし、指導の先生がつかれる場合はこの限りではない。
- (3) 放課前に無断で校外に出ること、寄宿舎に帰ることを禁止する。必要な場合は担任の許可を得ること。
- (4) 登下校の途中においては交通道德を守り危険防止に充分注意すること。(自転車は禁止)

集会その他の活動

- (1) 校内で集会を催す場合、生徒指導主事の先生に届け出て許可を得ること。
- (2) 対外交渉をする場合、生徒指導主事の先生の許可を得ること。

風紀

- (1) 生徒の本分、品位を自覚し次の事項は特に厳守すること。
 - ア 外出する際は行き先、帰宅時間等を明らかにすること。
 - イ 遊技場その他好ましくない場所には出入りしないこと。(熊本市高等学校生活指導連盟の申し合わせ事項に準じる)
 - ウ 夜間外出は原則として禁止する。
 - エ 旅行、外泊は必ず保護者の許可を得た上で学校へ届け出ること。
 - オ 飲酒は禁止する。
 - カ 喫煙は禁止する。
- (2) 男女交際
 - ア 男女は互いに敬愛し、その人格を尊重すること。
 - イ 節度を保ち、良識ある公正、明朗な交際であること。
- (3) アルバイトは原則として禁止する。ただし、必要な場合は学校へ届出て許可を得ること。

礼儀

- (1) 人間の価値と他者への尊厳を自覚し、互いに敬愛の念をもって挨拶を交わすようにすること。
- (2) 男女及び全盲・弱視者は互いにその特性を理解し、助け合い、各自の人格を高めるよう心がけること。

所持品

- (1) 白杖所持者は登下校時、外出時には必ず携行すること。
- (2) 学習上不必要なもの、また生徒にふさわしくないものは持参しないこと。
- (3) 必要以上の金銭を所持しないこと。やむを得ない場合は必ず担任または係の先生にあずけること。
- (4) 金銭、物品は生徒・友人間では貸借しないこと。

校内生活

- (1) 休日の校舎使用は原則として禁止する。ただし運動場及び体育館の使用は学校へ届け出て許可を得ること。
- (2) 次の行為は学校の許可を得ること。
 - ア 校内で訪問者と面会するなど、校内の案内をする場合。
 - イ 金銭を徴収するなど、物品を募集する場合。

学校へ連絡を要するもの

- (1) 欠席・遅刻・早退をする場合。
- (2) 事故や怪我、住居が災害を受けたなどの事象が発生した場合。
- (3) 家族環境が変化した場合。(転居や家族構成の変化、連絡先の変更など)
※当日の欠席・遅刻については、午前8時～8時30分の間に連絡をする。

3 諸規定

- (1) 服装に関する内規
別途定める服装規定に基づき、端正な服装を整えること。
●更衣の時期
原則として5月15日・10月15日を更衣日と定め、その2週間前後を移行期間とする。
- (2) 携帯電話・スマートフォン等の使用について
ア 校内では電源を切り、使用は原則禁止とする。
イ 保護者に連絡する場合は、担任等の許可を得て使用する。
- (3) タブレット等情報端末の使用について
ア 担任・教科担当者等の許可を得て視覚補助具として使用する。
イ 担任・教科担当者等の許可を得て辞書として使用する。
ウ ア、イ以外の使用は、学校の許可を得て使用する。
- (4) 18歳選挙権
ア 満18歳未満の生徒は選挙権がなく、選挙に関する一切の運動を行うことができない。
(※) 選挙に関する運動とは
特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得る、または得させるために、呼びかけなどの活動をする事。
イ 満18歳以上の生徒は選挙権があり、選挙に関する運動を行うことができる。ただし、その運動は、学校の校舎内や敷地内で行うことはできない。(熊本市高等学校生活指導連盟の申し合わせ事項に準じる)
- (5) 校則の改定方法
生徒会役員と教職員が、校則の見直し会議を年に1度開催する。校則の見直し会議の内容をPTA役員会に提案し承認を得る。